

大阪府社会福祉審議会児童福祉専門分科会
保育士等研修実施機関指定審査部会運営要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、大阪府社会福祉審議会児童福祉専門分科会保育士等研修実施機関指定審査部会（以下「研修審査部会」という）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(掌握事務)

第二条 研修審査部会は、大阪府社会福祉審議会管理要綱第2条第3項の規定に基づき、保育士等キャリアアップ研修の実施機関の指定に関する次の事項の調査審議等を行うこととする。

- (1) 保育士等キャリアアップ研修の実施機関の指定等に関する事項
- (2) 保育士等キャリアアップ研修の実施機関の指定の取消し等に関する事項

(研修審査部会の構成等)

第三条 研修審査部会の委員は、学識経験者等3名により構成するものとする。

2 研修審査部会に、研修審査部会の委員の互選による会長1名を置くものとする。

(研修審査部会の開催等)

第四条 研修審査部会の開催は、次の各項に掲げる方法で行う。

- (1) 研修審査部会は、会長が招集するものとする。
- (2) 研修審査部会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決を行うことができないものとする。ただし、部会持ち回りも可能とする。
- (3) 研修審査部会の議決は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(報酬)

第五条 研修審査部会の委員に係る報酬等の取り扱いについては、大阪府社会福祉審議会条例（平成12年3月31日条例第9号）によるものとする。

附則

この要綱は、平成29年10月24日から施行する。